

介護人材確保・定着事業委託業務 企画競争契約候補者選定指針

1 目的

この指針は、介護人材確保促進事業企画競争実施委員会設置要綱（平成28年3月23日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第1条の規定に基づき、札幌市が実施する介護人材確保・定着事業を委託する契約候補者の選定に関する事項を定めるものとする。

2 選定手順

(1) 審査（書類）

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。

(2) 審査（質疑）

上記(1)の評点に基づき、上位4者の企画提案者に対する質問を各委員より書面で提出してもらい、集約したものを企画提案者に電子メールで送付し、回答を求める方法でヒアリング(質疑)を実施。回答後、その内容を踏まえ、提案事業に対する加点評価を行う。

(3) 契約候補者の選定

上記(1)(2)の評点に基づき、契約候補者を選定する。

3 評価方法

介護人材確保促進事業企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）の委員により、本業務に係る「提案説明書」、「仕様書」及び本指針に基づき、企画提案書等の内容を審査し、採点を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

(2) 採点

1つの企画提案につき、実施委員会の各委員が評価基準表の書類評価8項目について120点満点採点及び審査（質疑）で計30点配分加算し、各委員の採点の合計を評点とする。

なお、各項目の採点基準は下表のとおりとする。

（書類評価）

採点基準	点数 (10点満点の項目)	点数 (20点満点の項目)	点数 (30点満点の項目)
特に優れている	10点	20点	30点
優れている	8点	16点	24点
普通	6点	12点	18点
やや不十分	4点	8点	12点
不十分	2点	4点	6点

(質疑評価)

加算基準	点数
提案事業に対する期待度	0～30点

(3) 最低基準点

評点の満点（150点×委員数）の60%を最低基準点とする。

4 契約候補者の選定について

(1) 契約候補者の選定

評点が最低基準点以上の者のうち、最も高い評点を得た者を契約候補者として選定する。

(2) 同点の場合

審査（質疑）評価における合計点が最も高い者を原則、契約候補者として選定する。

なお、上記項目の合計点についても同点である場合は実施委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

(3) 審査における企画提案者が1者のみであった場合

評点が最低基準点以上であった場合には契約候補者として選定する。

	役立つものになっているか。	
	<p>(5) モデル事業の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ターゲット層の特性や企業ニーズを踏まえた支援策の立案となっているか。また、3パターン以上の企業類型の設定及び対象企業の選定提案は妥当か。 ○ 業務分析（切り分け・見える化）やワークシェア、段階的な業務移行等の手法を用いて、実効性のある支援モデルが提案されているか ○ 対象企業（5社程度）に対する業務課題の洗い出しからロードマップ作成、体制改善（マニュアル策定・教育体制整備等）に至る伴走支援のプロセスは具体的かつ実現可能か。 ○ ターゲットに訴求する効果的な募集方法（求人媒体の選定、広報ツール作成等）が提案できるか。また、予算内訳（チラシ印刷や媒体掲載等の実費）は妥当な範囲で明確に示されているか。 ○ 対象企業に対する相談対応（月1回以上の定期支援および遅滞ない日常支援等）や、中間報告（令和8年8～9月頃）に向けた進行管理・人員体制は十分に確保されているか。適正な専門家を予定しているか 	30点
3	<p>業務遂行能力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 類似業務の実績はあるか。 ○ 事業全体のスケジュールに妥当性はあるか。 ○ 事業を実施する上での十分な人員体制が確保されているか。 	20点
合計（委員1名の満点）		120点

質疑評価

評価項目及び評価の観点	配点
<p>企画提案者に対する書面による質疑を実施後、企画内容及びその内容を踏まえ、提案事業の期待度に応じ30点を配分加算する。</p> <p>提案事業に対する期待度</p>	30点
合計（委員1名の満点）	
	30点